

## 鳥取大学工学部技術部広報・情報委員会に関する申し合わせ

(平成19年7月12日技術部実務管理委員会承認)

(趣旨)

第1 鳥取大学工学部技術部実務管理委員会要項第8条の規定に基づき、工学部技術部ネットワーク関連業務に係わる事項等処理するため、工学部技術部広報・情報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の業務を行うものとする。

- 一 工学部技術部ホームページに係る機器並びにデータの維持管理・更新に関すること
- 二 技術部サーバの設定、監視並びにプログラムの更新に関すること

(組織)

第3 委員会は、技術部から選出された技術職員をもって組織するものとする。

(任期)

第4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(雑則)

第6 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。